

古賀市まちづくり基本条例 (前文)

古賀市は、国の史跡に指定されている船原古墳、緑豊かな犬鳴の山並や白砂青松の花鶴浜など、歴史遺産と自然に恵まれ、文化の伝承も大切にされている心豊かな地方都市です。

また、古来より人や物が行き交う交通の要衝となっており、多様な人々が集い、様々な場で交流が盛んに行われていることも、古賀市の誇るべき財産となっています。

私たちは、英知を傾けてこれら地域の歴史、文化を守り育て、古賀市の誇りを次世代に引き継いでいきたいと願っています。

しかし、少子高齢化の進行、地方分権社会の進展などにより、私たちを取り巻く環境は急速に変化しています。そのなかで、心豊かな子どもたちが育つ、安全で安心して暮らせるまちをつくり、未来に残していくためには、議会、行政はもとより、市民一人ひとりがまちづくりの担い手として、これまで以上に人や地域の結びつきを強め、信頼関係を構築し、お互いに協力し合いながら、前向きに取り組んでいくことが不可欠です。

私たちはここに、古賀市におけるまちづくりの担い手の役割を明らかにし、私たちのまち古賀市が「これからもずっと住み続けたいと誇れるまち」となるように、この条例を制定します。

知っていますか？

古賀市 まちづくり 基本条例

「市民が住み続けたいといえる古賀市」の実現に向けて市民等・議会・行政の責任や役割など、基本的なルールを定めたものです。

古賀市総務部まちづくり推進課

電話：092-942-1165

Eメール：commu@city.koga.fukuoka.jp

(発行：令和8年00月)

まちづくりの基本理念(第3条)

- まちづくりを行うにあたっての基本的な考え方を示しています。
- 市民等・議会・行政は次に掲げる基本理念によりまちづくりを推進します。
- 相互に連携し、古賀市民憲章に基づくまちづくりに取り組みます。
- 先人が築いてきた地域の歴史、文化及び英知を大切に、次世代に引き継ぐとともに、相互に人権を尊重し、共に支え合う地域社会の形成に取り組みます。
- 相互の自主性及び自律性を尊重し合い、それぞれの責任と役割を果たしながらまちづくりに取り組みます。

市民等・議会・行政の役割(第6～8条)

市民等

まちづくりの担い手であることを認識し積極的にまちづくりに関わるように努める

- まちづくりに取り組むときは、自らの発言及び行動に責任を持つことが必要です。

※市民等…古賀市に住んでいる人、古賀市に通勤、通学している人、自治会、校区コミュニティ、市民活動団体、事業者を指します。

議会

議事機関としての役割

- 議会基本条例に基づいて活動しています。

行政

市長を代表として市を統括

- 効率的で公正かつ透明性の高い行政運営を行います。

条例の推進・検証・見直し(第17～18条)

- この条例の推進及び運用状況の検証を行うため、検証委員会を設置します。
- この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、この条例の規定について検証を行い、必要な対応を行います。
- 検証する際は、検証委員会に意見を求めます。



もっと詳しく知りたい!と思ったら、こちらどうぞ!

まちづくり
基本条例全文



自治会の紹介



校区
コミュニティの紹介



市民活動や
ボランティア活動の紹介



条例の位置付け(第5条)

- この条例はまちづくりの基本的事項を定めたものであり、その基本が軽視されることがあってはならないため、他の条例等を定めるにあたっては、本条例の趣旨を尊重し、整合性を図ります。



古賀市まちづくり 基本条例のポイント

基本構想、意見等の取扱い(第13条～16条)

- 行政は、市民参画の機会を設けながら行政計画を策定するよう努め、行政計画の適切な進行管理を行います。
- 行政は、市民等の意見を広く聴く機会の充実を図り、行政運営に反映させます。
- 行政は、市民等から行政運営に対する意見等を受けたときは、適正かつ公正に対応します。
- 行政は、附属機関等の委員を選任するときは、公募等により幅広い層の市民等から選任するよう努めます。



まちづくりの基本原則(第4条・第9条～11条)

情報共有

まちづくりに関する情報を共有する

- 市民等、議会及び行政は情報共有の推進に努めます。
- 自治会、校区コミュニティ、市民活動団体及び事業者は積極的に発信し、共有するよう努めます。
- 行政は情報の把握に努め、積極的に発信します。

市民参画

市民参画による行政運営

- 市民等は自発的意思に基づいて市民参画することができます。
- 行政は、市民参画の機会の確保に努めます。

共働

共働してまちづくりに当たる

- 市民等、議会及び行政は、対等な立場で相互に理解を深め、共働のまちづくりの推進に努めます。
- 市民等、議会及び行政は、対話及び交流の機会の提供に努めます。

コミュニティ活動(第12条)

- 自治会は、その区域内のまちづくりを实践する主体として、市民の交流・親睦を促進する活動や身近な暮らしに関わる課題の解決に取り組みます。
- 校区コミュニティは、小学校区内の市民や団体等の交流・連携を促進する活動を行います。
- 自治会、校区コミュニティ、市民活動団体及び事業者は、それぞれの特性を生かしながら、連携・協力してコミュニティ活動の推進に努めます。
- 市民等は、自治会活動をはじめとするコミュニティ活動に参画・協力するように努めます。
- 行政は、各団体の主体性を尊重し、その自主性及び自律性を損なわない範囲で、コミュニティ活動に対する支援を行うよう努めます。

自治会

市民にとって最も身近な地域コミュニティ 地域の課題に総合的に取り組んでいます

地域をきれいにしたり子どもや高齢者を見守ったりするだけでなく防犯灯の設置や維持管理などを行い自分たちの住む地域を安全で安心して暮らせるような活動をしています

校区コミュニティ

小学校区内の市民や自治会 その他団体などで組織されています

1つの自治会だけでは対応が難しい課題や広域的に対応した方が効果的な活動に取り組んでいます

市民活動団体

共通の目的を持つ人が集まり 公益的な活動を行う団体です

「自発性」「先駆性」など様々な特徴を持っています